

四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年四万十町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「283,000円」を「310,000円」に「228,000円」を「270,000円」に「213,000円」を「265,000円」に「205,000円」を「250,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年2月11日から施行する。